

納言親信ト云人御座ケリ、右京大夫信輔朝臣ノ子也、彼信輔武藏守タリシ時、當國ニ下リテ儲タ
リケルガ、元服シテ叙爵シ給タリケレバ、異名ニ坂東大夫ト申ケルガ、兵衛佐ニ成タリケルニモ、
猶坂兵衛ナド申ケルヲ、新大納言法皇ノ御前ニテ、戯テヤ、イカニ親信、坂東ニハ何事共カアル
ト被申タリケルニ、兵衛佐取敢ズ、繩目ノ色革コソ多候ヘト答タリケレバ、大納言顔ノケシキ少
替テ、又物モ宣ザリケリ、此大納言ハ平治ノ亂逆ノ時、信賴卿ニ同心トテ、六波羅ヘ被召シニ、鳥摺
ノ直垂著テ、高手小手ニ縛ラレテ、恥ヲサラシタリケル事ヲ思出テ、繩目ニソヘテ申タリケルニ
コソ、御前ニ人々アマタ候ハレケル中ニ、按察使大納言資賢ノ後ニ常ニ宣ヒケルハ、兵衛佐ハユ
ユシク返答シタリシモノカナ、成親卿ハ事ノ外ニ苦リタリシ事様也トゾ被申ケル、サレバ人ハ
聊ノ戯言ニモ、人ノ疵ヲバ云マジキ事也ケリ、

〔平家物語〕^八 鼓判官事

法皇より木その左馬のかみ仲^{○義}のもとへ、らうせきしづめよとおほせ下さる、御つかひは壹岐
の守朝親が子に、壹岐の判官ともやすと云者也、天下に聞えたるつゝみの上手にて有ければ、時
の人つゝみ判官とぞ申ける、木そたいめんして、まづ院の御返事をば申さで、そもくわ殿をつ
づみ判官と云は、よろづの人にくたれたうたか、はられたうたかとぞとふたりける、ともやす返
事にをよばず、いそぎ歸り參て、よしなかおこのものにて候はやくついたうせさせ給へ、只今朝
敵となり候なんすと申ければ、法皇やがて思召立せ給ひけり、
〔徒然草〕西大寺の靜然上人、腰かゝまり、眉しろく、誠にとしたけたる有さまにて、内裏へまいら
れたりけるを、西園寺内大臣殿、あな、たうとのけしきやとて、信仰のきそくありければ、資朝卿こ
れを見て、年のよりたるに候と申されけり、後日に、むく犬の淺ましく老さらばひて、毛はげたる
をひかせて、此氣色たうとく見へて候とて、内府へまいらせられたりけるとぞ、